

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

自分確認テスト！

優秀な社員を採用することが難しい私たち中小企業にとって、最大の経営資源である社員の教育は最重要課題と言っても過言ではありません。業種は違っても社員教育の柱は「①仕事の知識をつける」「②仕事のやり方を覚える」「③会社の理念・方針を理解する」の三本ではないかと思えます。②の仕事のやり方についてはどこの会社でも上司や先輩がOJTで教えますが、①の知識については業種や職種により重要度が変わり、③の理念や方針については組織として「経営しているか」により取り組み方が異なってくるようです。

● 横総の「確認テスト」とは？

税務・会計・財務・経営サポートを業務とする私どもの業種ではもちろん知識も重要ですし、お客様の見本になるような経営をするためには理念や方針を含めた価値観教育が非常に重要になってきます。そんな意味もこめて私どもTEAM横総では半年毎に社員全員で「確認テスト」を行います。

目的は、個人評価や能力の優劣の判定のためではなく、各人の目標設定と達成度合いの確認のため。内容は、3時間で税法、リスクマネジメント、財務・経営分析等に関する計算問題40問40点と、小論文による理念確認テスト60点の合計100点。点数の配分が、**計算（能力）40点、論文（思想）60点**、としているのは、「能力よりも熱意、熱意よりも価値観を重視する」というTEAMの人材採用基準の現われです。

目的があくまで「自分の強み弱みを自己判定するため」なので、計算問題は基本的な重要事項に絞り、毎回同種の出題とし、きちんと復習をして理解をすれば点が上がるように配慮しています。また、小論文による理念テストは、正解は無く、事例について自分の考えを整理する過程で自分の価値観の変化を確認するためのものとしています。

● 課題の8割は組織内にあり！

今回の小論文のテーマは...

「メッセージが人を幸せにする。人生はメッセージを作品化するプロセスだ

(ベネッセコーポレーション創業者 福武総一郎)」

・・・という言葉がありますが、以下についてあなたの考えを述べてください。

- ① あなたが自分の生き方を通して伝えたいメッセージはありますか？
- ② 生き方を通してそのメッセージを表現するためにあなたが自分に課していることは？
- ③ あなたが一番影響を受けたのは、誰のどんな生き方ですか？

計算問題は勉強すれば少しずつでも点を取れるようになりますが、正解のない小論文については壁を乗り越えて大きく成長するメンバーもいれば、何年経っても思うように成長できないメンバーも出てきます。

成長できない理由は、本当の自分と真摯に向き合うことができず上手くいかない原因を他者や環境のせいにして、深く思考する習慣が身につかずどんなことも表面的、一方的、独善的にしか見ることができないことに原因がある訳ですが... それに気づきを与え成長を引き出すのは非常に難しく、悩みは尽きません。

でも、一つの目的を共有した人々が集う会社という組織を経営し運営していく目的の一つに「人を育てて、人を残す」ことがあるならば、社員の教育（知識を伝え、仕事を教え、人として育てること）は、私たち経営者の最大の使命でもあります。だからそこ、経営者という仕事は良い仕事ですし、尊い仕事なのです。

いろいろ考え、悩み、苦しみ、迷いながら... 一歩ずつ前に進みましょう！

◆結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について

直系尊属（父母・祖父母など）から子・孫に対する贈与に係る贈与税の非課税制度については、これまでに住宅取得等資金、教育資金について設けられていましたが、平成27年度税制改正により結婚・子育て資金にも拡充されることになりました。

● 制度の概要

具体的には個人（20歳以上50歳未満の者に限る。以下「受贈者」という。）の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属（以下「贈与者」という。）が金銭等を拠出し、金融機関等に信託等をした場合には、受贈者1人につき1,000万円（結婚に際して支出する費用については300万円を限度とする。）までの金額については平成27年4月1日から平成31年3月31日までに拠出されるものに限り、贈与税を課さないこととなりました。

贈与税の各種非課税制度の比較

資金の用途	贈与者	受贈者	贈与金額上限
住宅取得等資金	直系尊属（父母、祖父母等）	子、孫等 年齢20歳以上	1,500万円（省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋） 1,000万円（上記以外） ※ただし平成27年中の贈与金額
教育資金	同上	子、孫等 年齢30歳未満	1,500万円 （学校等以外に対しては500万円）
結婚・子育て資金	同上	子、孫等 年齢20歳以上50歳未満	1,000万円 （結婚に対しては300万円）

● 結婚・子育て資金とは

- ① 結婚に際して支出する婚礼（結婚披露も含む。）に要する費用、住居に要する費用及び引越に要する費用のうち一定のもの
- ② 妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費及び子の保育料のうち一定のもの

● 具体的な手続き

<申告>

受贈者は、本特例の適用を受ける場合、その旨を記載した非課税申告書を、金融機関を経由して受贈者の納税地の所轄税務署長にする必要があります。

<払出しの確認等>

受贈者は、払い出した金銭を結婚・子育て資金に充てたことを証明する書類を金融機関に提出する必要があります。金融機関は上記事実を記録し書類の保管を行います。

● 結婚・子育て資金管理契約の終了

次に掲げる事由に該当した場合には、結婚・子育て資金管理契約は終了となります。

- ① 受贈者が50歳に達した場合
- ② 受贈者が死亡した場合
- ③ 信託財産等の価額が0となった場合において終了の合意があった時

● 残額の取扱い

当該管理契約が終了した場合において当初拠出した金額の残額がある場合は、管理契約終了の日に当該残額の贈与があったものとして受贈者に贈与税が課税されるため注意が必要です。ただし上記管理契約終了事由の②に該当の場合は贈与税の課税はありません。

ご不明な点がございましたら担当者までご相談ください。

★ 僕の父親の仕事は職職である！

今朝、あるサイトで今日も一日元気に頑張ろう！という気になる記事を見つけたので転載してみます。

.....

公用でM高校へ出かけたある日のことだった。校長先生が、私達を呼び止められて、「時間がありましたらお見せしたいものがありますので校長室までお越しください」と言われ、校長室に案内された。

「実はある生徒の作文ですが・・・」とA少年の経歴を話しながら作文を朗読された。「僕の父親の職業は職職である・・・」という書き出しから始まり内容は、およそ次の様なことが書かれている。

父親の休日は定まっていなかった。雨の日以外は日曜日祭日もなくお定まりの作業服に汚れた古いオンボロ車を運転して仕事に出かける。仕事が終わると頭から足の先まで泥や埃で真っ黒くなって帰り庭先で衣服を脱ぎ捨てて禪ひとつになって風呂に飛び込むのが日課である。僕の友達がいても平気で そんな父の姿が恥ずかしく嫌いだった。小学校の頃、近所の友達は日曜日になると決まって両親に連れられて買い物や食事に出かけて行き、僕は羨ましく思いながら見送ったものだ。(みんな立派な父さんがいていいなあ)と涙が流れたこともあった。たまの休みは朝から焼酎を飲みながらテレビの前に座っていた。母は「掃除の邪魔だからどいてよ」と掃除機で追っ払う。「そんな邪魔にすんなよ」父は逆らうでもなく焼酎瓶片手に ウロウロしている。「濡れ落ち葉という言葉はあんたにピッタリね・・・この粗大ゴミ！」「なるほど俺にそっくりかハハハ・・・うまいことをいうなハハハ・・・」と父は受け流して怒ろうともせずゲラゲラ笑っている。小学校の頃から小遣いをくれるのも母だったし、買い物も母が連れて行ってくれた。運動会も発表会も父が来たことなど一度もない。こんな父親などいてもいなくってもかまわないと思ったりした。

ある日名古屋へ遊びに出かけた。ふと気づくと高層ビルの建築現場『〇〇建設会社』と父親の会社の文字が目に入った。僕は足を止めてしばらく眺めるともなく見ていて驚いた。8階の最高層に近いあたりに命綱を体に縛り懸命に働いている父親の姿を発見したのです。僕は金縛りにあったようにその場に立ちすくんでしまった。(あの飲み助の親父があんな危険なところで仕事をしている。一つ違えば下は地獄だ。女房や子供に粗大ゴミとか濡れ落ち葉と馬鹿にされながらも怒りもせずヘラヘラ笑って返すあの父が・・・)僕は体が震えてきた。8階で働いている米粒ほどにしか見えない父親の姿が仁王さんのような巨像に見えてきた。

校長は少し涙声で読み続けた。「僕はなんという不潔な心で自分の父を見ていたのか。母は父の仕事振りを見たことがあるのだろうか。一度でも見ていれば 濡れ落ち葉なんて言えるはずがない。僕は不覚にも涙がポロポロ頬を伝わった。体を張って命をかけて僕らを育ててくれる。何一つ文句らしいことも言わず 焼酎だけをたのしみに黙々働く父の偉大さ。どこの誰よりも男らしい父の子供であったことを誇りに思う」そして彼は最後にこう書き結んでいる。「一生懸命勉強して一流の学校に入学し一流の企業に就職して、日曜祭日には女房子供を連れて一流レストランで食事をするのが夢だったが、今日限りこんな夢は捨てる。これからは親父のように汗と泥にまみれて自分の腕で自分の体でぶつかって行ける、そして黙して語らぬ父親の生き様こそ本当の男の生き方であり、僕も親父の跡を継ぐんだ」と。

読み終わった校長は「この学校にこんな素晴らしい生徒がいたことをとても嬉しく思います。こういう考え方を自分で判断することが教育の根本だと思います。そして子の親としてつくづく考えさせられました」としみじみ言った。差し出されたお茶はとっくに冷えていたがとっても温かくおいしかった。

.....

この話が実話か否かなんてことは関係ありません。誰かのタメに、誰かを守るために、働く姿はとてもカッコイイ(笑) 本当の、教育って？親の責任って？仕事って？と改めて考えました。私たち大人は、子供たちが本当に大切なことに気づくことのできるような教育をしているのか？と反省させられます。

★ 税務調査の対象が拡大！

平成27年度より相続税が改正され相続税の姿は大きく変わりました。

基礎控除が「3,000万円+600万円×法定相続人の数」に引き下げられ、相続税の申告件数が増えることにより、調査対象の裾野が広がることが予想されます。それに伴い、申告チェックも細かくなると考えられます。

● 調査が厳しい税金

相続税申告に対する調査のウエイトは他の税金に比べて高いと言われており、申告漏れの指摘も多く「調査が厳しい税金」とされています。

所得税のように継続調査できる税金と違い、相続税調査は基本的に被相続人の死亡後一度限りです。平成24年度の死亡者数が年間約125万6千人で相続税の納税申告者数は約5万2千件。平成25年度に発表された相続税の申告調査状況によると調査割合は24.5%で、このうち財産の申告漏れで相続税の追徴を受けた割合は81.6%です。

● 申告漏れの多い「金融」に的

相続税や贈与税の調査は、税務署やその上部組織である国税局の「資産課税部門」が担当します。株式や不動産の譲渡（売却）所得の調査も担当しますが、平成20年秋のリーマン・ショック以降、資産価格が低迷したために譲渡案件が減少、申告件数も減少したために、調査の中心を相続税として進められてきたといわれています。

相続税調査は、相続財産から差し引く債務が過大かどうかや、一定の要件を満たした自宅などの土地評価を軽減できる「小規模宅地の評価減」の確認は重要項目ですが、「相続財産に申告漏れがあるかどうかの確認」が中心になります。（小規模宅地の評価減は1月のレポートをご覧ください。）

さらに最近では「金融資産の把握」に重点を置いているといわれており、特に海外に所在する銀行預金や有価証券の把握に力が注がれているようです。

平成25年度の「申告漏れ資産の構成比」を見ると、金融資産は50.9%と他の申告漏れ資産に比べ多くなっています。登記制度のある土地や建物は状況を把握しやすいのですが、現預金の把握は難しいことの現われかもしれません。

● 親族の明細まで

金融資産以外の資産で申告漏れの指摘が多くなっているのが、被相続人が有料老人ホームを利用していた場合の入居一時金の返還金です。入居後短期間で死亡し、退去した場合には入居一時金は返還され、通常は被相続人の財産として取り扱いますが、これを申告しないケースが多く、税務署は確認を強化しています。

また、申告の際に心掛けたい点は被相続人の資産増減とその理由を裏付け資料で示すことです。調査では被相続人のみならず相続人の過去3～5年間の預貯金通帳を確認され、百万円単位の出金は使途を聞かれますので説明資料の用意も必要です。課税対象は拡大し、税務調査を受ける人も確実に増えます。後から申告漏れを指摘されないためにも、財産把握をきっちり行っておく必要があります。



税横浜総合フィナンシャルの西尾です！

昨年12月にレポートをお送りしたように相続税の課税対象が大幅に増え、相続税調査も増えるといわれています。調査を発端として、相続争いにつながる可能性もゼロではありません。今こそ「相続」のことを真剣に考えてみて下さい。

何かを変えることのできる人間は
大事なものを捨て去ることのできる人だ

(進撃の巨人 アルミン)

一倉定の「社長の決定で最も難しいのは“捨てる”という決定である」という有名な言葉がありますが、経営者として経験を積みつむほど。その言葉の「重さ」が身にしみます。私も自分にしかできない役割は「捨てるモノを決めること」と肝に命じています。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言…(v o l . 8 2)

- ★ ある無料相談会の相談員をしました。相続税の基礎控除額が下がったせいもあり、ご自分が亡くなったときの相続税を心配して来られた方もいました。30分間の短い時間なので概要しかお伺いできないし、お答えもできないのですが、現状では相続税はかからないだろう、という方も何人かおられました。基礎控除額の範囲内で納まる方もいれば、特例を適用することによって納税とならない方もいました。また、納税となっても心配するほどの税額にはならないかもしれません。とにかく現状を把握するのが先決です。(KARINO)
- ★ 中学に「立春式」がありました。いにしへの「元服」という成人の仲間入りをする儀式に習い、大地が芽吹き始める立春の日に、未来に高く理想を掲げて雄飛することを願って行う儀式で、短冊に目標を書いて奉納します。不惑の年に短冊返還のための同窓会が催されたのですが何を書いたか全く覚えておらず(汗)ドキドキしながら見てみると、短冊には小説家の夢が…えっでも？周りも小説家ばかり！目標なんてみつからなくて流行りの職業を書いたのでしょうか。思わず出逢った中学の自分が懐かしくなりました。(YAMAMOTO)
- ★ ある知り合いのコンサルタントさんの主催する大企業の中堅幹部向け『ビジネスモデル設計研修』に参加してきました！経営学を体系的に学びながら、事例を検証しながらビジネスモデルの構築の流れを学ぶという価値ある内容でした。その場で感じたのは、中堅社員さん達のレベルの高さです。大企業は社内にも多くのライバルが存在し、切磋琢磨しながら上を目指す…。人が育つ上では競争意識は必要であり、社内競争の少ない中小企業こそ、外部研修に出て、向上心を高める必要性があると強く感じます。(TOCHIKURA)
- ★ 定期的な税務調査でしたが、「疑わしい取引がある」とのことで、本社経理部の説明に納得しない調査官から「北海道支店に行かせていただきます」との出張宣言。あちゃ〜この忙しい時に！(汗)。でも、疑われている外注費は… ①その外注先だけ現金払い ②毎月百数十万円のほとんど定額 ③同じ現場が自社にもある ④請求書の住所にはその会社の申告が無い… と、税務署が疑る要素満載。久しぶりに私も2泊3日の北海道出張。めったにないことに、その外注先の社長が自社の調査でもないのに説明にやって来た。「資金繰りが悪いので給料に充てるのに現金払いをお願いします。隣町で入札するのに自分の会社と分けて友人の住所を借りて女房名義の個人事業にしています。仕事は年二回の特別な業務を月割均等に分割してもらってます」。田舎の社長のちょっとグチャグチャな処理ではありますが不正は無し。調査官も張り切って横浜から三人も出張したのにアテが外れてガッカリ。私は「せっかくの北海道」と雲丹イクラ丼に海鮮料理をたっぷりいただき、食べ過ぎとストレス？で2キロ増量。税金無駄遣いですよ〜！(IZUMI)



TEAM 横浜総合事務所

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：平成27年3月17日(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 32,400円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “新・横総経営塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

第50回「事前対策で変わる！相続対策セミナー」

講師：株式会社横浜総合フィナンシャル 代表取締役 西尾 剛

税理士法人横浜総合事務所 Team税務支援 波寄 則武

日時：平成27年3月19日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

★ “後継者育成塾” 4期生募集中

創業者の志を継承する「人財」を育成します！

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成27年5月15日(金)～平成29年3月4日(土)

場所：日帰り／(株)日本BIGネットワークセミナールーム(東京駅八重洲口徒歩4分)

泊まり／湘南国際村センター セミナールーム(逗子駅よりバス20分)

募集：全12日間(内3回1泊2日) 90万円(税抜き)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)船井財産コンサルタンツ

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります